

3 協力交流研修員受入事業

(1)高知県協力交流研修員受入事業

ア 目的

本事業は、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体で研修員として受け入れ、日本の地方自治体の持っているノウハウ、技術等を習得させるとともに、地方自治体の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化を推進することを目的とする。

イ 資格

- (ア)海外の地方自治体等の職員であること。
- (イ)日本語又は英語の会話能力を有していること。特に日本語は、長期間日本で生活する上で非常に重要である。また、受入自治体の数に比較して、応募者多数の場合は、語学能力が研修員選考時の優先事項の一つである。
- (ウ)日本の地方自治体で真摯に研修を受ける意欲のある者。また、帰国後に自国の地方自治体等において研修で学んだことを積極的に活かし、両国・両団体の友好に励む者。
- (エ)受入機関との協調性を保ち、受入機関の指示に従う者。特に専門研修では受入機関によって、本事業の他の研修員及び他の事業で来日する研修員と研修内容・期間・処遇・環境(物価を含む)が異なることがあるので、了解すること。
- (オ)日本において原則、6か月間から12か月間の研修を受けることについて、所属長からの許可及び推薦を得ることが可能な者。
- (カ)日本入国時の年齢は、原則として満20歳から満39歳までであること。
(ただし、受入自治体と派遣元自治体双方の意向が合致した場合等、特段の事情がある場合はこの限りではない。)
- (キ)自国の中等教育(高等学校)を修了していること。
- (ク)心身ともに健全であること。また、研修開始(来日)時点で妊娠していないこと。
(研修が長期にわたり、不測の事態が生ずるおそれがあるため、妊娠している者は本研修に参加できません。)
- (ケ)犯罪歴等で日本入国に問題のない者。
- (コ)過去にこの事業に参加したことのない者。

ウ 研修期間

6か月